

蓮美幼児学園芦屋山手ナーサリー 重要事項説明書

教育・保育の提供開始にあたり、当園が説明すべき内容は、次のとおりです。

1. 施設運営主体

名 称	社会福祉法人 光聖会
所 在 地	大阪市天王寺区夕陽丘町2-18
電 話 番 号	06-6771-4152
代 表 者 氏 名	理事長 秋田 光哉
法人設立年月日	平成17年 12月21日

2. 利用施設

施 設 の 種 類	保育所
施 設 の 名 称	蓮美幼児学園芦屋山手ナーサリー
施 設 の 所 在 地	芦屋市山手町11-8
事 業 所 番 号	2820651000274
管 理 者	園 長 大野 千春
連 絡 先	電話番号 0797-25-1152 F A X 0797-25-1153
ホ ー ム ペ ー ジ	http://renbi.com
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童
認 可 定 員	0歳児 3人 3歳児 12人 1歳児 5人 4歳児 12人 2歳児 5人 5歳児 12人
利 用 定 員	満3歳以上の児童 36人 満1歳以上満3歳未満の児童 10人 満1歳未満の児童 3人
開 設 年 月 日	平成 25年 4月 1日

3. 施設の目的・運営方針

蓮美幼児学園 芦屋山手ナーサリー（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、教育・保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 「当園」は、教育・保育の提供にあたっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するように努めます。
- (2) 「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。

- (3) 「当園」は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うように努めます。
- (4) 「当園」は、教育基本法、子ども子育て支援法、就学前の子供に関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律、その他関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

4. 当園における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷	地	565.72 m ²
園 舎	構 造	鉄筋コンクリート造(一部木造) 2階建
	面 積	419.04 m ²
野 外 遊 技 場		212.44 m ²

(2) 主な施設

設 備	部 屋 数	備 考
ほふく室	1室	1歳児保育室
保育室	4室	2歳児保育室 ・ 3歳児保育室 ・ 4歳児保育室 ・ 5歳児保育室
乳児室	1室	0歳児保育室(乳児室)
調理室	1室	
職員室	1室	

5. 提供する教育・保育等の内容

当園は、保育所保育指針を踏まえ、以下の教育・保育及びその他の便宜の提供を行います。

- (1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供(法第27条第1項に規定する特定教育・保育をいう。以下に同じ)下記8に記載する時間において、教育・保育を提供します。
- (2) 特色
教育のできる保育、かしこいあたま・やさしいところ・じょうぶなからだ「知・情・体 三位一体の総合乳幼児教育」を実践いたします。ネイティブでの英語講師による保育活動、体育専任講師による運動の保育活動を実践。
- (3) 送迎
登降園については、原則として保護者が付き添うものとし、車での送迎は禁止とします。
- (4) その他
食事の提供、延長保育、特別支援保育、地域子育て支援事業(子育て教室)を実施します。

6. 職員の職種、員数及び職務の内容(栄養士については別掲)

職 種	職務の内容	員 数	常 勤	非常勤	備 考
園 長	園務をつかさどり、所属職員を監督する。	1	1		
主任保育士	園長を助け、命を受けて園務の一部を整理、	1	1		

	園児の教育・保育をつかさどる				
保 育 士	教育・保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う	10	5	5	
調 理 師	栄養管理および給食業務に従事する。	4	1	3	外部委託業者
事 務 員	園長・主任を助け、人事、労務、経理、会計、管理等の事務に従事する	1	1		
看 護 師	園児及び職員の健康管理、保健衛生に関する業務を行う。	1	1		

<各職種に勤務体系>

職 種	勤務形態
園 長	正規の勤務時間帯(7:30～19:00) のうちの8時間
主 任 保 育 士	正規の勤務時間帯(7:30～19:00) ※シフト制
保 育 士	正規の勤務時間帯(7:30～19:00) ※シフト制
調 理 師	正規の勤務時間帯(7:30～17:00) ※シフト制
事 務 員	正規の勤務時間帯(8:00～17:00)
看 護 師	正規の勤務時間帯(8:30～17:30)

※ローテーションにより、各保育教諭の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

※食事(給食)の提供について、調理業務の全部を外部委託しています。

7. 教育・保育を提供する日

教育・保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。ただし、年末年始(12月29日から1月3日)及び祝日は休園となります。

※行事(運動会、生活発表会、保育参観、卒園式等)によって行事後家庭保育のご協力をお願いすることがあります。

8. 教育・保育を提供する時間

教育・保育を提供する時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から応付されている方の場合、7時30分から18時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。(実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します。)

なお、上記以外の時間帯(土曜日は除く)において、就労等の理由により保育が必要な場合は、19時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします。(時間外保育の利用にあたっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります。)

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時30分から16時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。(実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します。)

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、7時30分から8時30分と16時30分から19時(土曜日は18時30分)までの範囲内で、時間外保育を提供いたします。(時間外保育の利用にあたっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります。)

9. 食事の提供方法及び提供を行う日、アレルギー対応状況及び栄養士の配置状況

(1) 食事の提供方法

自園調理(調理業務、栄養管理業務は一富士フードサービスが行います。)

(2) 食事の提供を行う日

保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時10分頃	11時10分	15時頃	
1歳児	9時10分頃	11時10分	15時頃	
2歳児	9時10分頃	11時10分	15時頃	
3歳児	9時30分頃	11時30分	15時頃	
4歳児	9時30分頃	11時30分	15時頃	
5歳児	9時30分頃	11時30分	15時頃	

※献立表は毎月別途お知らせします。

※3～5歳児の午前間食は水分補給となります。

(3) アレルギー対応状況

卵・乳完全除去食対応

上記以外のアレルギーに関しては対応できませんので、弁当をお願いする場合があります。

食物アレルギー対応マニュアル有

(4) 栄養士の配置状況

職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
園児の栄養指導及び管理	4人	1人	3人	外部委託業者

※食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご連絡ください。

10. 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担(保育料)

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金額等

(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。

11. 特別支援保育・病児保育の取組

地域社会の中で、特別支援の必要のある子どもとない子どもが共に育ち合うことを基本的な考え方として特別支援保育を行っていきます。

芦屋市からの業務委託により、看護師を配置する(月～金 9:00～17:00)ことで、園児が保育中に微熱を出すなどの体調不良となった場合に、保護者がお迎えに来るまでの間、安心かつ安全な環境でお預かりします。

12. 利用の開始に関する事項

当該市町村の利用調整に基づき当園に入所決定され支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意されたのちに保育の提供を開始します。

13. 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

(1) 園児が小学校に就学したとき。

(2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法にさだめる支給要件に該当しなくなったとき。

(3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

14. 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1)

医療機関の名称	みむらクリニック
医院長名又は医師名	三村 嘉壽男
所在地	芦屋市大原町15-14
電話番号	0797-32-5172

(2)

医療機関の名称	若林歯科医院
医院長名又は医師名	若林 亮
所在地	芦屋市船戸町4-1 ラポルテ本館

電 話 番 号	0797-22-4882
---------	--------------

15. 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、園医または保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

16. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書より対応いたします。
防災設備	<ul style="list-style-type: none"> ・自動火災報知機 有 ・ガス漏れ報知機 無 ・非常用電源 有 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有 ・誘導灯 有 ・非常警報装置 有 ・スプリンクラー 有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。

17. 虐待の防止のための処置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の処置を講じています。

- (1) 年に1回職員に対して虐待防止研修を実施
- (2) 虐待防止マニュアル作成、運用

18. 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下の通り設置しています。

当園 ご利用相談窓口	受付担当者 主任保育士 平野 敦子 解決担当者 園 長 大野 千春 ご利用時間 7:30～19:00 電話番号 0797-25-1152 F A X 0797-25-1153 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。	
第三者委員会	中尾信也	電話番号 070-8332-7800 NPO法人日本ベビーサイン協会副理事長
第三者委員会	本田和彦	電話番号 090-3115-7769 元 音更町役場職員

19. 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

保 険 の 種 類	① 全国私立保育園連盟「ほいくのほけん」
保 険 の 内 容	① 保育園賠償責任保険、保育園児団体傷害保険 ② 医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の支給

保 険 金 額	各保険会社の規定による
---------	-------------

20.0 園児の利用状況

	今年3年度	今年4年度	令和5年度
0歳児	4人	1人	2人
1歳児	11人	13人	0人
2歳児	9人	13人	14人
3歳児	12人	10人	12人
4歳児	13人	11人	9人
5歳児	12人	13人	10人

21. 第三者評価の受審

項 目	受審・実施状況	受審・実施結果
第三者評価受審状況	未 受 審	
自己評価の実施状況	毎 月 度 実 施	職員による保育内容等の自己評価を定期的に実施し、サービス内容向上に努めています。

22. 子ども・子育て支援法第39条第3項、第5項の規定により公表・公示された旨

なし

23. 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はごえんりください。

24. 園内の服装について

園内では、原則、蓮美幼児学園の制服を着用して活動していただきます。(1歳児以上)冬場などの寒い時期であっても長袖ユニフォームやハーフパンツといった通常の半そでシャツ・半ズボンより防寒性の高いユニフォームの着用をお願いいたします。半そでシャツと半ズボンユニフォームの下に長袖の重ね着やタイツ・スパッツの重ね着はご遠慮願います。